

H23. 5. 21

## 二重ローン問題と生活・事業支援



長尾和宏 (ながお・かずひろ)  
 東京医大卒業後、大阪大第二内  
 科入局。平成7年、尼崎市で「長  
 尾クリニック」を開業。外来診療  
 から在宅医療まで「人を診る、  
 総合診療を目指す。医学博士。労働  
 衛生コンサルタント。52歳。プロ  
 グ (<http://www.nagaoclinic.or.jp/doctorblog/nagao/>)  
 が好評。



### 東日本大震災特集④

漁師さんに出会いました。壊れた船を恨めしそうに眺めていました。もし船をプレセントできればどんなにすてきだったでしょう。悲嘆の中でも漁への意欲は驚くほど強かったです。

震災から2カ月以上が経過。復興の足音が聞こえるものの、まだ手つかずに近い状態の場所もあり、政府による具体的な支援も不明な点が多い。家族を亡くし、家も流され、職場も仕事も無くなった方がたくさんおられます。ローンだけが残った、という人も。

ある港で聞いた話です。津波が来ると聞き、船で沖に向かった漁師さんもいたらしい。どうせ船が流されるなら、と津波を乗り越えようと

## 生活基盤あつてこそその医療・介護

今も届きません。

くれませんでした。

「船さえあれば今すぐにでも乗りたい」という70歳代の

「船さえあれば今すぐにでも乗りたい」という70歳代の

「船さえあれば今すぐにでも乗りたい」という70歳代の

「船さえあれば今すぐにでも乗りたい」という70歳代の

**災害救助法** 第二次大戦後の第1回国会で「災害救助法」が制定される。元来、総合的災害救助法だったが、現在は厚生労働省所管となり、一時的応急処置法に変質。そのため、阪神大震災後に被災者生活再建支援法制定運動が起きた。

法」という法律は応急処置の範囲しかカバーしていません。今回、残ったローンに悩む人がたくさんおられます。決して表には出ません。そんな中、福島県相馬市ではいち早く「弁護士による無料相談室」が設置されました。その報酬も国が面倒を見るべきで

「助けてください」とせひとも声を上げていた。阪神大震災の被災者は、東北の被災者の声を応援しましょう。最も痛みが分かるはず。政治には、被災者を救済する法律なり、仕組みを作り、新しいルールを作り、次の自然災害に備えたい。私はそのような地道な活動をされている弁護士さんらを支援していきます。

「助けてください」とせひとも声を上げていた。阪神大震災の被災者は、東北の被災者の声を応援しましょう。最も痛みが分かるはず。政治には、被災者を救済する法律なり、仕組みを作り、新しいルールを作り、次の自然災害に備えたい。私はそのような地道な活動をされている弁護士さんらを支援していきます。

14日付の本欄で紹介した「福島県相馬市震災孤児及び被災者奨学資金義援金」の振込先を再掲載します。

東邦銀行相馬支店 普通  
 口座10333249 口座  
 名義「ソウマシンサイコ  
 シンエンキン」

ひょうご